

議案第 31 号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成 12 年 3 月条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「3 万 8, 890 円」を「3 万 5, 380 円」に改め、同項第 1 号の 2 中「5 万 4, 440 円」を「5 万 3, 270 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 8, 330 円」を「5 万 3, 660 円」に改め、同項第 5 号イ及び第 6 号イ中「第 9 号イ」の次に「、第 9 号の 2 イ」を加え、同項第 7 号ア中「210 万円」を「200 万円」に改め、同号イ中「第 9 号イ」の次に「、第 9 号の 2 イ」を加え、同項第 8 号ア中「320 万円」を「290 万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第 9 号の 2 イ」を加え、同項第 9 号イ中「次号イ」の次に「、第 10 号イ」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(9)の 2 次のいずれかに該当する者 15 万 5, 560 円

ア 合計所得金額が 420 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 39 条第 1 項第 1 号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第 11 号イ又は第 12 号イに該当する者を除く。）

第 6 条第 1 項第 10 号中「15 万 5, 560 円」を「16 万 3, 330 円」に改

め、同項第11号中「16万3,330円」を「17万8,890円」に改め、同項第12号中「17万1,110円」を「19万4,450円」に改め、同項第13号中「17万8,890円」を「20万2,220円」に改め、同条第2項中「2万3,340円」を「2万2,170円」に改め、同条第3項中「3万8,890円」を「3万7,730円」に改め、同条第4項中「5万4,450円」を「5万3,280円」に改める。

第9条第3項中「第9号イ」の次に「、第9号の2イ」を加え、「第4号まで」を「第5号まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率を定める等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。